

品川区
2015年4月

第六期品川区介護保険事業計画

〔いきいき計画21〕
平成27年度～平成29年度

品川区民憲章

制定 昭和 57 年（1982 年）10 月 1 日

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。

わたくしたちは、この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いたします。

- 一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します。
- 一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人権を尊重し、人間性豊かな環境をつくります。
- 一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。
- 一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をはかり、健康で豊かな区民生活を目指します。
- 一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思いやりと生きがいのある地域社会をつくります。

ごあいさつ

平成 26 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布されました。これにより、平成 27 年度から介護保険制度の大きな改正が行われます。品川区では、この改正に対応した第六期品川区介護保険事業計画を策定いたしました。

品川区においては、平成 27 年 1 月に人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が 21% を越え、さらに高齢者の中でも 75 歳以上の後期高齢者が増加しており、29 年度には後期高齢者数（75 歳以上の方）が前期高齢者（65 歳から 74 歳までの方）数を上回ると予測しています。これにともない、介護を必要とする方も増加し、介護保険事業にかかるサービス量や費用の増加が見込まれる中、65 歳以上の皆さまにご負担いただく介護保険料も第五期と比べて増額せざるをえない状況となっております。

この第六期品川区介護保険事業計画では、「平成 37 年を見据えた地域で支えるしくみ（地域包括ケアシステム）の構築と推進」と、「地域密着型サービスや特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設等の充実と整備」の 2 つを重点課題として、それらを実現するための具体的な方策を 7 つの推進プロジェクトとしてまとめました。各推進プロジェクトをさまざまな関係機関等と連携を図りながら迅速に展開していくとともに、適切なケアマネジメントや給付費の適正化の徹底、さらには基金などを活用した保険料の高騰抑止にも努めてまいります。

これからも、区民の皆さまが安心して地域で暮らし続けられるよう、介護保険制度はもとより高齢者福祉施策の充実に努めてまいりますので、区民の皆さまのなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、品川区介護保険制度推進委員会委員の皆さまをはじめ、福祉関係者や区民の皆さまからの貴重なご意見を多くいただきましたことに心より感謝申し上げます。



平成 27 年 4 月

品川区長 濱野 健

目次

品川区民憲章	2
ごあいさつ	3
第一章 計画の基本的な考え方	7
1. 本計画の位置付け	9
2. 計画の理念と高齢者介護の目標	10
(1) 計画の基本理念・基本原則・基本目標	
(2) 高齢者介護の目標・原則	
3. 計画期間と第六期の重点課題	13
(1) 計画期間	
(2) 第六期の重点課題	
4. 計画改定の経緯	14
(1) これまでの成果	
(2) 介護保険制度を取り巻く状況	
5. 推進体制	17
(1) 計画の推進体制	
(2) 区民への周知	
第二章 品川区の高齢者の状況	19
1. 品川区における高齢者の状況	21
(1) 品川区の高齢化の推移と見込み	
(2) 高齢者のいる世帯の世帯類型（品川区と全国の比較）	
(3) 「ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等」の調査結果	
(4) ひとり暮らし高齢者等の緊急対応	
(5) 介護保険第1号被保険者および認定者数の状況	
(6) 認知症高齢者の状況	
2. 「ひとり暮らし高齢者調査」の結果	29
(1) 調査概要と結果のまとめ	
(2) ひとり暮らし高齢者の住まい	
(3) 要介護認定の状況	
(4) 緊急時の対応	
(5) 地域による支援に対する希望	
3. 「品川区世論調査」の結果	33
(1) 品川区に今後力を入れてほしい施策	
(2) 町会・自治会の加入状況	
(3) 認知症に関する区民の意識	
(4) 介護保険サービスの水準と保険料についての高齢者の意識	
(5) 高齢者が希望する介護の形態について	
4. 介護保険の在宅サービス利用者のモニタリングアンケート調査の結果	38
(1) 介護保険の在宅サービスに対する利用者の評価	
(2) 現在のケアプランや介護サービスに対する満足度	

第三章 地域包括ケアシステムの推進に向けた	
7つのプロジェクト	41
1. 高齢者を支えるしくみと課題	43
(1) 高齢者の3つの類型と支えるしくみ	
(2) 課題設定と推進するプロジェクト	
2. 7つの推進プロジェクト	45
推進プロジェクト1. 元気高齢者の支援	46
(1) 健康づくり活動への支援	
(2) 社会参加活動の推進	
(3) 自立支援の促進	
推進プロジェクト2. 地域との協働によるネットワークと環境の整備	55
(1) 地域に根ざした支えあい活動の展開	
(2) 見守りのしくみの充実	
(3) 地域福祉の担い手の支援と育成	
(4) すべての人にやさしいまちづくり	
推進プロジェクト3. 在宅生活を支えるサービスの充実	65
(1) 日常生活の支援	
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	
(3) 介護保険サービスの充実	
(4) 介護者支援の充実	
(5) 介護人材の育成と確保	
推進プロジェクト4. 在宅介護支援システムの強化	73
(1) 支援センター機能の充実	
(2) 適切なケアマネジメントの支援	
(3) 給付適正化とサービス向上のしくみ	
推進プロジェクト5. 認知症高齢者への支援の充実	82
(1) 認知症予防の推進	
(2) 認知症高齢者のケアの充実	
(3) 認知症高齢者を支えるしくみの充実	
推進プロジェクト6. 医療と介護の連携の推進	89
(1) 連携のための体制づくり	
(2) 医療連携によるケアの拡充	
推進プロジェクト7. 入所・入居系施設の整備とサービスの充実	93
(1) 住まいの整備	
(2) 地域密着型サービスの整備	
(3) 特定施設（有料老人ホーム）の整備	
(4) 介護保険施設の整備	
(5) 施設サービス向上の取り組み	

第四章 要介護高齢者の推計・介護サービスの供給量の見込みと保険料	103
1. 要介護高齢者の推移と今後の見込み	105
(1) 第1号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み	
(2) 居所別の要介護認定者数の推移と見込み	
(3) 在宅の要介護度別認定者数の推移と見込み	
2. 介護サービス量の推移と今後の見込み	110
(1) 介護給付サービスの利用者数の推移と見込み一覧	
(2) 居宅サービス量の推移と見込み（サービス別）	
(3) 地域密着型サービス	
(4) 市町村特別給付	
(5) 在宅サービスの利用率	
(6) 施設サービス	
3. 地域支援事業について	130
(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業	
(2) 包括的支援事業	
(3) 任意事業	
4. 介護保険にかかる事業費の見込みと保険料	134
(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み	
(2) 介護保険にかかる事業費の財源内訳	
(3) 第1号被保険者の保険料基準額と介護給付費準備基金等の活用	
(4) 負担の公平化と介護保険料の軽減措置	
資料編	139

第一章

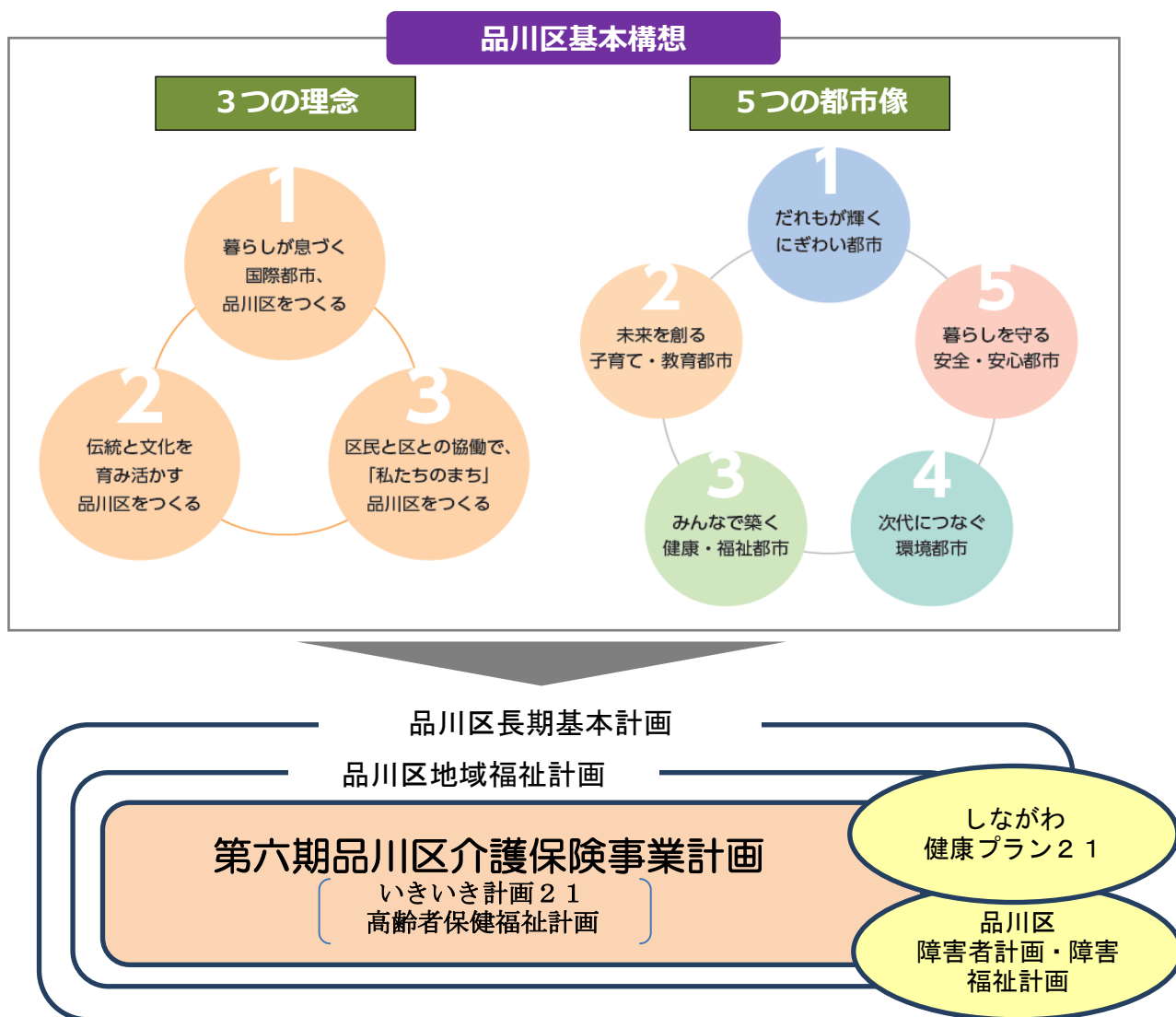
計画の基本的な考え方

1. 本計画の位置付け

品川区基本構想では、環境の変化と普遍の価値をふまえて、将来のあるべき品川区を実現するために、3つの理念と5つの都市像を示しています。

福祉分野では、5つの都市像のうち「みんなで築く健康・福祉都市」を実現するため、「区民の健康づくりを推進する」「高齢者福祉の充実を図る」「障害者福祉の充実を図る」「地域福祉を推進する」という4つの基本方針のもと、さまざまな施策に取り組んでいます。

第六期品川区介護保険事業計画（いきいき計画21）は、高齢者保健福祉計画を包含した計画として、品川区基本構想および長期基本計画との整合性を重視し、「しながわ健康プラン21」や「品川区障害者計画・障害福祉計画」等、関連する行政計画との調和を図り、高齢者が地域で安心して暮らせる福祉の充実を目指し、具体的な施策の方向性を示すとともに、介護保険法第117条に基づく行政計画として、計画的な基盤整備を図ります。



※介護保険事業計画は、老人福祉法に定める老人福祉計画を包括します。

2. 計画の理念と高齢者介護の目標

(1) 計画の基本理念・基本原則・基本目標

〈基本理念〉

安心して高齢期を送ることのできる協働社会の創造

〈基本原則〉

●高齢者がともに社会を担う

高齢者自身が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の一員として、他の世代の人たちとともに積極的にその役割を果たすことが期待されます。

●高齢者と家族の気持ちと主体性の尊重

心身が不自由になっても安心して住み慣れた我が家で暮らし続けるために、高齢者本人や介護する家族の気持ちと主体性を尊重し、高齢者と家族が自立的に生活することを支援する視点が重要です。

●地域社会における信頼関係の確立

区民・行政・サービス提供機関が協働し、高齢者を社会全体で支えるためには、相互の信頼関係を確立することが必要です。

〈基本目標〉

●高齢者が「いきいき元気」に過ごせる地域社会を実現する

人生経験が豊かな高齢者が、その主体性を尊重され、社会のなかで役割を果たしていくことは、生活の質を確保するために重要です。さまざまなライフスタイルや価値観をもつ高齢者がそれぞれの多様性に応じて、いきいきと充実した生活を送ることのできる社会をつくります。

●高齢者を「ふれあい・助け合い」によって支える地域社会を実現する

元気な高齢者が多数を占める一方、加齢による心身の衰えから何らかの支援を必要としている高齢者に対し、地域社会が相互扶助の精神で、行政・サービス提供機関と力を合わせて支えるコミュニティ（地域）サポート体制をつくります。

●高齢者が、心身が不自由になっても「安心」して暮らせる地域社会を実現する

介護が必要になった時、必要なサービスが総合的に利用できる体制を身近な地域でつくります。

●区民・行政・サービス提供機関が協働し、それぞれの役割を果たす地域社会を実現する

区民・行政・サービス提供機関が協働していくためには、相互の理解と信頼が不可欠であり、この信頼関係の確立に向けて、区はさまざまな場と機会を通じた情報の提供を図り、必要なしくみづくりを行うなど、行政としての役割を果たします。

(2) 高齢者介護の目標・原則

区では以下のような高齢者介護のあり方を目指し、その実現のために、「高齢者介護の7原則」を基本原則として設定します。

品川区が目指す高齢者介護のあり方・目標

「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと住民の共助活動、民間サービスを活用しながら、心身が不自由になっても住み慣れた我が家で生活ができ、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しを立てられるようにしていきます。

高齢者介護の7原則

①自立支援と家族への支援

介護が必要な高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと

②利用者本位

介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること

③予防の重視

高齢者等の心身の能力の維持向上と、その機能の低下の予防を重視すること

④総合的効率的なサービスの提供

保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること

⑤在宅生活の重視

高齢者等が可能なかぎり自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること

⑥制度の健全運営

保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること

⑦地域の支えあい（コミュニティサポート）

地域における住民相互の支援活動との連携が図られること

以上の基本原則に基づき、区では次の「保険者としての役割」に積極的に取り組んでいきます。

保険者としての役割

(1) 介護保険制度の健全な運営

① 介護保険事業計画の策定と推進

給付水準と保険料水準（需要と供給）の見込み、保険料の設定、
保険給付の管理、計画の見直し

② 制度の運営

被保険者管理、保険料の賦課・徴収、要介護認定、給付の適正化

(2) 介護サービスの提供体制と介護サービス基盤の整備

① 在宅介護支援システムの強化

- ・ 効果的、適正なケアマネジメント
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所調整のしくみ

② 多様なサービス提供者の確保と適切な管理指導

- ・ 利用者ニーズへの柔軟な対応
- ・ サービスおよびその提供者の選択肢の確保
- ・ サービス事業者への立ち入り調査等による管理指導

③ 介護施設等の整備と地域の既存施設の活用

④ 人材の育成

(3) 品川区が目指す高齢者介護を実現するためのしくみづくり

① 安心して介護サービスを利用できるしくみ

- ・ 認知症高齢者等の権利擁護・成年後見のしくみ
- ・ 苦情相談窓口の設置と対応システム
- ・ サービス評価・向上のしくみ
- ・ 介護給付の適正化と事業所指導検査体制の強化

② コミュニティサポートと予防のためのしくみ

- ・ 在宅介護の課題（認知症高齢者のケアや介護予防）への取り組み
- ・ 地域の支えあい（ふれあいサポート活動）との連携
- ・ 介護予防・生活支援・家族支援事業の充実と活用

③ 区民の理解を得て制度を円滑に運営するためのしくみ

- ・ 適切な情報の提供
- ・ 介護保険制度推進委員会等の運営

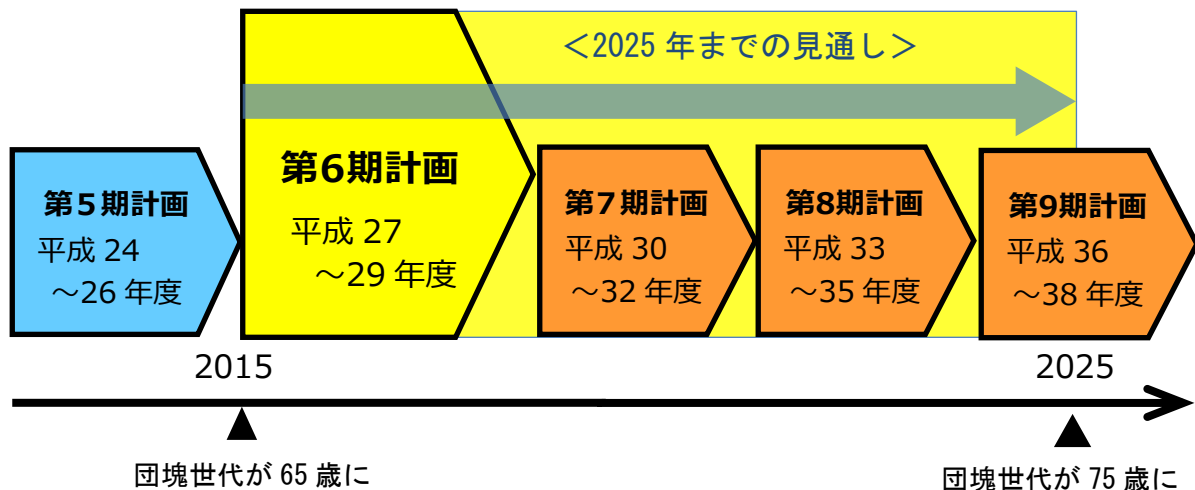
3. 計画期間と第六期の重点課題

(1) 計画期間

○平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間

介護保険制度が創設された平成 12 年度から、26 年度までに品川区が取り組んできた介護保険事業の実績をふまえ、今後 3 年間において取り組むべき課題等を明らかにし、その解決に向けた具体的な施策や介護基盤整備の方針、さらに介護サービスにかかわる事業量の見込みと第 1 号被保険者の保険料について定めます。

また、第六期については団塊世代が後期高齢者となる平成 37 年度（2025 年度）を見据え、地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムを構築するという方針に基づき、32 年度（2020 年度）と 37 年度の推計を介護保険事業計画に記載します。なお、32、37 年度の推計は現在把握できる内容をもとに推計したものであり、今後の介護保険制度の改正等により、変更となる可能性があります。



(2) 第六期の重点課題

- 平成 37 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築と推進
- セーフティネットとしての施設の充実と整備

介護保険制度を今後も持続可能なものとしていくための重点課題として、在宅生活支援のための基盤整備、区民と地域の関係機関、区の協働による支えあいのしくみづくりを推進することにより、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

4. 計画改定の経緯

(1) これまでの成果

区では平成5年3月に「品川区高齢社会保健福祉総合計画」を策定し、在宅生活重視の視点から高齢者保健福祉施策の総合的な展開と在宅介護支援体制の強化を打ち出しました。現在までの主な取り組みと成果をまとめ、今後の課題と方策を設定します。

品川区の取り組みと成果

主な国の動向

導入期 〈平成5年度～11年度：介護保険制度の導入準備まで〉

- 計画的な介護サービス基盤の整備
- 在宅介護支援センター運営マニュアルの開発
- 要介護認定のモデル事業実施
- 介護保険制度円滑実施の基盤づくり
- 在宅介護支援センターの拡充

- 介護の社会化
- 介護基盤整備
- 保険制度導入の準備
- サービスの質の担保

第一期 〈平成12年度～14年度：介護保険制度への円滑な移行〉

1. 介護サービスを安心して利用できる環境づくり
 - サービス評価・事業者育成支援の取り組み
 - 在宅介護支援センター運営マニュアルの改定
 - 品川福祉カレッジの開校（人材の育成）
 - 品川成年後見センターの開設
2. 介護予防と充実した高齢期の生活づくりのため
 - 新しいタイプの入居型介護施設の整備と検討
 - 地域リハビリテーションシステムの構築
 - 「区民健康づくりプラン品川」の策定
 - 高齢者の社会参加・就業支援のしくみづくり

- 区市町村を保険者とする介護保険制度の施行
- 措置から契約へ（選択に基づく利用）
- 要介護認定に基づく給付
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）を核としたケアマネジメントシステムの導入

第二期 〈平成15年度～17年度：介護保険制度の定着〉

- 在宅介護支援システムの強化とサービスの質の向上、介護保険制度の普及・定着
- 介護予防（重度化予防を含む）施策の構築
- 住民を主体とする住民相互の支えあいの再構築
- 多様化する高齢期の住まいと生活の確保
- 認知症ケア体制の再構築

- 訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成・支援・質の向上
- 介護サービス評価の取り組み
- 認知症介護研修の充実
- 給付適正化の取り組み

品川区の取り組みと成果

主な国の動向

第三期 〈平成 18 年度～20 年度：介護予防の充実〉

- 介護予防、重度化予防のシステムの構築
- 認知症ケアなど新しいシステムの構築
- 住民を主体とするコミュニティサポート
（地域による支えあい活動）の拡充
- 介護サービスの質の持続・向上のしくみづくり
- 高齢期の住まいと生活の多様性の確保

- 予防重視型システムへの転換
（新予防給付・地域支援事業の創設）
- 施設給付の見直し
- 新たなサービス体系の確立
（地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設）
- サービスの質の確保・向上
- 負担のあり方・制度運営の見直し
- 高齢者虐待防止法の施行

第四期 〈平成 21 年度～23 年度：地域で支えるしくみの充実〉

- 第 2 期品川区地域福祉計画の策定と、地域との協働による多様なネットワークの構築・拡充
（地域見守りネットワークなど）
- 認知症高齢者へのケアの拡充
- 在宅生活を支援するための基盤整備の推進
（通院等外出介助サービスなど）
- 介護サービス基盤の整備と充実
- 介護予防、重度化予防の拡充

- 事業者の不正事案再発防止に向けた法整備
- 有料老人ホームの都道府県への届出の義務化
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正
- 孤立死防止対策
- 介護職員の処遇改善

第五期 〈平成 24 年度～26 年度：システムと地域で在宅生活を支える〉

- 高齢者の在宅生活を包括的に支える「地域包括ケアシステム」の構築
- セーフティネットとしての特別養護老人ホーム等の施設整備
- 機関との連携を強化した協働による支えあいのしくみづくりを推進

- 介護職員による一部医療行為の実施
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの開始
- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

(2) 介護保険制度を取り巻く状況

- 区では、65歳以上の高齢者人口が平成27年1月現在で7万8千人を超え、総人口に占める割合は21.04%となっています。
- 今後も高齢者数は一貫して増加が見込まれ、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増えています。団塊世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持って、健康福祉施策の充実を目指していく必要があります。
- 平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、27年度から介護保険制度が改正されることとなりました。区では、下表の右欄「品川区の対応方針（基本的な考え方）」のとおり、適切に対応していきます。

制度改正の概要	品川区の対応方針（基本的な考え方）
<p>①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化</p> <p>※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業</p>	<p>要支援者が利用する予防訪問介護・予防通所介護が区の総合事業に変わります。区では、既存の介護サービス事業所と協力し、日常生活に支障をきたすことがないようにサービス利用の調整を行い、平成27年4月から実施します。また、日常生活が継続されるための必要かつ多様なサービスを引き続き検討し、基盤・しくみを充実していきます。さらに介護予防事業の効果的な実施と充実を図るとともに、適切なマネジメントの実施を強化していきます。</p>
<p>②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化</p>	<p>入所対象者は要介護3以上とされますが、これまでの区の入所調整のしくみをさらに適正に運用し、要介護2以下の入所希望者についても、入所が必要な場合には対象者となるよう特例入所の基準を整備します。</p>
<p>③低所得者の保険料軽減を拡充</p>	<p>一部の区民税非課税世帯の被保険者について、公費を投入して保険料負担の軽減を図ります。介護保険料の推計において、これに配慮した適正な保険料を設定します。</p>
<p>④介護サービス利用時の自己負担について、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ（月額上限あり）</p>	<p>一定以上の所得がある方の介護サービス利用時の自己負担割合が、合計所得160万円以上（年金収入換算280万円以上、2人以上世帯では346万円以上）の場合には2割負担に引き上げられます。実施時期は平成27年8月からとされており、適切に対応するとともに、周知広報に努めていきます。</p>
<p>⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加</p>	<p>国が提示する基準により、適切に対応していきます。</p>

具体的な対応や施策については、第三章の「7つの推進プロジェクト」によりきめ細やかな対応を行っていきます。

5. 推進体制

(1) 計画の推進体制

- 「品川区介護保険制度に関する条例」に基づき、介護保険制度の事業運営状況を把握・検証し、その評価を行い、公平かつ円滑な制度運営を行うため区長の諮問機関として「品川区介護保険制度推進委員会」を設置しています。この委員会において、介護保険事業ならびに本計画に関する高齢者保健福祉全般にかかる施策について審議を行い、本計画の着実な推進を図っていきます。
- また、平成18年度の制度改正により設置が義務付けられた「地域包括支援センター運営協議会」は、本計画で重点とする在宅介護支援システムと密接な関係を有するため、品川区介護保険制度推進委員会においてその機能を兼ねることとし、計画全体の一貫性と効率化を図ります。
- なお、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの計画的な整備、およびサービスの質の向上に資する事業運営に向け、「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービス提供事業者の指定審査等を行います。審査内容は品川区介護保険制度推進委員会に報告することにより、本計画の整合性を確保し、高齢者の在宅生活支援を推進していきます。

(2) 区民への周知

- 介護保険制度の公平かつ円滑な事業運営においては、区民をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区は制度運営を司る保険者として、サービス利用者への各種情報提供や制度に関するさまざまな普及啓発に努めてきました。
- 今後も、日常生活における相談に対するきめ細かい対応や、パンフレット類の整備、広報紙・インターネット・ケーブルテレビなどを活用した広報活動とともに、高齢者支援の第一線で活動する民生委員・児童委員や町会・自治会、区民活動グループ等の要請に応じて地域での説明会の開催など、周知方法と内容の拡充に努め、一層の趣旨普及を推進していきます。

